



令和 7 年度 高松市会計年度任用職員募集要項

保育教育士（主担任）

高松市では、令和 7 年 7 月 1 日採用の会計年度任用職員 保育教育士（主担任）を、次のとおり募集します。

1 募集の内容

人数	1 名程度
職務内容	(1)乳幼児の教育、保育 (2)乳幼児の教育、保育に伴う事務 (3)担当クラスの主担任
応募資格	乳幼児の教育、保育に熱意と識見があること ①保育所勤務・・・保育士資格証を有するもの ②こども園勤務・・・幼稚園教諭免許状及び保育士資格証を有するもの ③幼稚園勤務・・・幼稚園教諭免許状を有するもの
採用日	令和 7 年 7 月 1 日
任用期間等	令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで ※勤務実績等により次年度以降引き続き任用される場合があります。
勤務時間	原則、月曜日～金曜日のそれぞれ 午前 7 時 45 分～午後 5 時 45 分の間において 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとします。（週 38 時間 45 分） ※休憩は別に 1 時間あります。 ※業務の必要性により、時間外勤務が発生する場合があります。 ※保育所・こども園では、勤務地により、土曜日勤務がある場合があります。
休日	原則土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（土曜日勤務の場合は振替対応）
給与等	・月額 230,000 円～（基本給のみ。別途、地域手当支給あり。） ※任用前 5 年間の職務経験より加算される場合があります。 ※別途、本市規程に基づき交通費相当額が支給される場合があります。 ・期末・勤勉手当 6 月と 12 月（最大 2.3 か月分×2） ※在職期間や勤務実績等により、支給月数が変動します。
社会保険	健康保険(地方公務員等共済組合)、厚生年金保険及び雇用保険等に加入します。 （任用後 6 月経過後は雇用保険の資格を喪失し、退職手当の受給資格を得ます。また、任用後 12 月経過後は年金制度についても地方公務員等共済組合に加入します。）
災害補償	労災保険が適用されます。
勤務場所	高松市立保育所、こども園及び幼稚園のいずれか。（※栗山幼稚園を想定しています。）
休暇等	高松市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する基準を定める規則の規定に基づき付与します。 ※年次有給休暇、特別休暇 等

■ 次の各号のいずれかに該当する人は申込みできません。（地方公務員法第 16 条（欠格条項））

- 1 禁錮（令和 7 年 6 月 1 日以降は拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

■ 外国籍の人も申込みことができます。ただし、在留資格で就労等が制限されている場合は採用されません。

高松市のホームページからも、募集要項、任用申込書、応募原稿用紙をダウンロードできます。

<アドレス> <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>

2 申込手続

受付期間		令和7年5月26日(月)～令和7年6月6日(金)
提出書類		①任用申込書 ②応募原稿用紙 ③免許状又は資格書の写し ④幼稚園教諭免許状の更新講習修了確認証明書の写し(更新している場合) ※ 記入要領のとおり記入してください。なお、提出書類はお返しできません。(行政文書として管理し、適正に破棄します。)
提出方法	持参	午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
	郵送	■必ず「簡易書留」にしてください。 ※ 6月6日(金)までの消印のものは有効。 ■申込封筒の表に「会計年度任用職員任用申込」と朱書きし、上記の提出書類を郵送してください。
問い合わせ・申込先		高松市役所(6階) 健康福祉局 こども保育教育課 TEL (087)839-2368 〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

3 選考方法及び日程について

・書類選考及び面接選考

※ 面接選考は6月10日(火)頃を予定しています。詳細については個別に通知します。

4 服務等

- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時(継続任用時を含む。)は全て条件付きのものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに高松市会計年度任用職員として正式採用となります。
- ・会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分等の対象になります。(営利企業への従事(兼業)等の制限については、適用となります。)
- ・1会計年度内の任用となりますが、勤務実績等により、次年度以降引き続き任用される場合があります。(10会計年度の範囲内)
- ・勤務条件等については、人事院勧告等により変更となる場合があります。

5 任用申込書等記入要領

- ・受験資格がないこと又は申込書記載事項などが正しくないことが明らかになった場合は、採用されないことがあります。
- ・氏名は、戸籍記載のとおり正確に記入してください。
- ・「学歴」の欄は、最終学歴から順にさかのぼり、中学校卒業後の学歴を記入してください。
- ・最後の欄には、必ず自筆で署名をしてください。
- ・応募原稿用紙は400字以内、手書きで記入してください。